

第 32 回 佐川町農業委員会総会議事録

- 1、 開催日時 平成 28 年 12 月 14 日(水) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 35 分
- 2、 開催場所 佐川町役場 二階大会議室
- 3、 出席委員 (16 人)

会 長	17 番	北添	正男	
会長職務代理者	16 番	武石	悦雄	(早退)
委 員	1 番	岡添	輝男	
	2 番	刈谷	哲二	
	3 番	田村	営幸	
	4 番	藤原	健祐	
	5 番	廣瀬	正直	
	6 番	邑田	昌平	
	7 番	氏原	延	
	8 番	今橋	壽子	
	9 番	尾碕	藤吉郎	
	10 番	上岡	民典	
	12 番	佐藤	良一	
	13 番	織田	和主	
	14 番	大谷	恵呉	
	15 番	横島	増吉	

- 4、 欠席委員 (0 人) 【 11 番 欠 番 】

5、議事日程

- 第 1 開 会
- 第 2 議事録署名委員の選任について
- 第 3 報告事項の報告について
- 第 4 議 事
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件について
 - 第 2 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件について
- 第 5 その他
- 第 6 閉 会

6、農業委員会事務局職員

- | | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 公文 | 博章 |
| 主 任 | 田村 | 麻美 |
| 主 任 | 氏原 | 謙 |
| 臨時職員 | 大原 | 彰子 |

7、会議の概要

議長

それでは、ただ今より第32回農業委員会総会を開会します。本日の出席者は16名です。定足数に達していますので、会議は成立します。なお、武石委員より途中の早退願いの申し出がっております。

早速ですが、お手元に配付した定例総会議案書の日程に従い、会議を行います。議事日程第2、議事録署名委員の選任について、を議題とします。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。3番田村委員と4番藤原委員にお願いします。

続きまして、日程第3、報告事項の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局長

それでは、日程第3、報告事項について、報告させていただきます。1、本月中の会議と主たる処理事項についてですが、12月2日から8日まで佐川町議会12月定例会が開催され私が出席しました。一般質問では森議員より農業委員会の改革で、新制度のねらい等の質問があり、農業委員の定数等について答弁しました。12月13日、平成28年度下期農業委員会会長・事務局長会議が高知市の高知城ホールで開催され、北添会長と私と氏原主任の3人が出席しました。12月19日、高知県農業会議の常設審議委員会が高知市の土地改良連合会にて開催予定で、初めて5条案件が該当したので氏原主任が出席し、説明をすることに成っております。12月20日、農地情報公開システム研修会が高知市の市町村職員共済会館にて開催予定で、私が参加することに成っております。12月22日、第9回佐川町農業関係機関打合せ会が高吾農業改良普及所にて開催予定で、田村主任が出席することに成っております。そして本日、平成28年度第32回佐川町農業委員会定例会が開催されております。

続きまして、2、賃貸借解約届について報告します。地区は で所有者は、市の さん、耕作者は さんで、土地の表示は佐川町 字 番・地目は で面積は m²・受付日は平成28年11月29日、解約日は平成28年11月30日です。

続きまして、3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。一件目地区は で届出人は 市の さん、土地の表示は佐川町 字 番 外 筆、地目は 筆とも で合計面積が m²・受付日は平成28年11月18日、受理日は平成28年11月21日・登記原因は平成28年11月1日時効取得とのことです。

二件目地区は で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字 番、地目は で面積が m²・受付日は平成28年11月18日、受理日は平成28年11月21日・登記原因は平成28年8月4日相続とのことです。

三件目地区は で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字

番外 筆、地目は が 筆で面積が m^2 ・ が 筆で面積が m^2 ・
合計面積が m^2 ・受付日は平成 28 年 11 月 22 日、受理日は平成 28 年 11 月
22 日・登記原因は平成 28 年 9 月 28 日相続とのことです。

以上で、報告を終わります。

議長

報告事項の報告が終わりました。何か質問等ありませんか。

(質問等なしの声)

議長

質問等ありませんので、これで報告を終わります。 続きまして、日程第 4、「第
1 号議案 農地法第 3 条に関する件」を議題とします。それでは、28-28 番・29 番
の 2 件について、を一括議題とします。事務局の説明を求めます。

田村主任

それでは 28-28 番を説明します。譲渡人は 市の さん、譲受人は
さん、土地の所在地は佐川町 字 番・地目は で面積は
 m^2 、譲渡理由は贈与です。

続きまして 28-29 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は
さん、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも
で合計面積は m^2 、譲渡理由は売買です。

以上 2 件とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
満たしていると考えられます。なお、2 件とも譲受人は農地を耕作しており、下限
面積要件も満たしております。 以上です。

議長

それでは、順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

10 番上岡委員

それでは 28 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培さ
れています。譲受人は親族関係にあり農地を耕作しており、農機具類も所有してお
ります。譲渡を受ける土地については、水稻を栽培するとのことで、地元での調和
要件も全て満たしています。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をし
ても何も問題ありません。

17 番北添会長

それでは 29 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培されて
います。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受け
る土地については、水稻を栽培するとのことで、地元での調和要件も全て満たして
います。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても何も問題ありま

せん。

議長

それでは、確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第1号議案 農地法第3条に関する件」28番・29番については、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

15人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第1号議案 農地法第3条に関する件」28番・29番については、原案どおり決定しました。

続きまして、「第2号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」12月分を議題とします。件数は5件です、5件を一括議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

田村主任

それでは92番を説明します。利用権を設定する者 市の さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m²です。設定期間は平成29年1月1日から平成48年12月31日までの20年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして93番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番・地目は で面積は m²です。設定期間は平成平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして94番を説明します。利用権を設定する者 都の さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間の使用貸借権の新規設定です。

続きまして95番を説明します。利用権を設定する者 市の さん、利用権の設定を受ける者 町の (代表者) さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番・地目は で面積は m²です。設定期間は平成29年1月1日から平成48年12月31日までの20年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして 96 番を説明します。この案件は利用権設定等促進事業により土地の所有権移転を行うものです。所有権の移転をする者(公益財団法人)

(理事長) さん、所有権の移転を受ける者 さん、所有権の移転をする土地は、佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m²です。

以上、5 件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それでは 92 番から順次、確認委員の報告をお願いします。

6 番 邑田委員

それでは 92 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は、引き続き水稻を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

7 番 氏原委員

それでは 93 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

12 番 佐藤委員

それでは 94 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は、水稻を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

5 番 広瀬委員

それでは 95 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は、レンタルハウス事業を導入し水耕栽培でミツバを栽培するとのことで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

1 番 岡添委員

それでは 96 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻とハウストマトを栽培している土地です。所有権の移転を受ける者は今まで貸借で耕作していた農地を利用権設定等促進事業により農業公社に仲介してもらい、土地の

所有権を移転するものです。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

それでは、採決に移ります。「第 2 議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」92 番から 96 番の 5 件については、原案どおり決したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

委員

15 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 2 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、92 番から 96 番の 5 件については原案どおり決定しました。

従いまして、92 番から 96 番迄の佐川町農用地利用集積計画については、平成 28 年 12 月 14 日開催の総会において審議の結果、所有権移転、利用権及び賃貸借権の設定を受ける者、並びに当該土地についての所有者又は使用収益権を有する者の同意を得ており、かつ、農地法等関係法令に抵触するものでなく適当と認める。との意見書を町長宛に送付致します。

以上で、今回提出されたすべての議案について、審議を終了いたします。

つづきまして、日程第 4 その他の件について、事務局の方からは何か有りませんか。

事務局

はい、それでは事務局からは、計画が遅くなりましたが、農業者年金の勉強会を 1 月 31 日の定例総会日に開催するよう計画しましたので、委員の皆さんにおかれましては、担当地区の若い農業経営者の方にお声がけをよろしくお願い致します。なお、時間は午後 2 時から約 1 時間を予定しております。

続きまして、お手元に配布しております、新しい農業委員手帳 及び 平成 29 年の申請締切日 及び 定例総会開催日のご確認をお願いします。

最後に、佐川町議会 12 月定例会で、佐川町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例が可決されたことにより、佐川町農業委員会の委員の選出に関する要項及び佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定が公布されました。つきましては、本日お手元に配布しております、応募用紙及び同意書にて、来年 1 月 4 日から 2 月 1 日までの募集期間に応募受付を行いますので、委員の皆様におかれましては、新しい農業委員会組織でも頑張っ

て、佐川町農政のために活動してみようと思われる方は、応募をよろしくお願い申し上げます。事務局からは、以上です。

議長

それでは、その他には何かありませんか。

8 番今橋委員・7 番氏原委員

私の方から、先月の 11 月 28 日・29 日に開催されました、中国・四国ブロック女性農業委員研修の報告をさせていただきます。参加者は二日間全体で 151 名の参加があり、佐川町からは初日に北添会長、氏原主任、私と氏原委員の 4 名、二日目は女性農業委員の二人が参加しました。情報提供では中国四国農政局の松枝農地制作推進課長が「改正農業委員会法下での新体制への移行について」のお話があり、全国農業会議所からは農地・組織対策部の三上調査役が「農業委員会制度改革を踏まえた組織・活動の強化について」のお話がありました。事例報告では土佐清水市農業委員会の山本 美加さんが「土佐清水市農業委員会の遊休農地解消や食育活動について」の発表がありました。休憩を挟み、青森大学 副学長の見城 美枝子先生による講演で「日本の農業から女性の視点等々について」お話を聞くことが出来ました。午後 6 時から交流会があり、高知の野菜等の宣伝やよさこい鳴子おどりの披露などを通じて、参加者同士の親睦が大変図られました。

続きまして、二日目のグループ討議について報告します。テーマは「女性の視点を活かして農業委員会活動に取り組もう！」でした。自己紹介を行った後、法令業務の農地利用最適化については、農業委員として、どのように関わって行く方法があるか等について意見を出し合いました。任意事業では、食育活動への取組をどのようにしたら良いのか議論しました。その他では、「女性農業委員の登用促進について」や「日頃の農業委員活動で活かしたこと、失敗したこと」などについて報告し合いました。その後、全体会で発表を行い全体で討議しました。その後、次期開催県の代表が挨拶し、最後閉会式で終了しました。

以上で二人からの報告を、終わらせて頂きます。

議長

大変中身のある研修であったと思います。 それでは、その他には何かありませんか。

委員

(ありませんとの声)

議長

これをもちまして、第 32 回 佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回総会は平成 29 年 1 月 31 日（火曜日）で、午後 3 時 00 分から佐川町役場二階大会議室で行います。 本日はご苦労様でした。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長

北原正男

議事録署名人

田村 寛幸

議事録署名人

藤原 健祐